

令和8年度における給食費の変更点について（お知らせ）

令和8年4月より、以下の3点を変更します。

① 小学校段階（義務教1～6年生）における給食費の無償化

令和8年4月より、国が創設した「給食費負担軽減交付金」を活用し、小学校段階（1～6年生）の給食費を無償化するため、給食費は徴収はしません。

※「給食費負担軽減交付金」は、自治体に対する支援として実施するものであり、個人に対する給付を自治体が代理で受領するものではないため、アレルギー対応等で減額または長期欠席の児童生徒に対し、補助はしません。（文科省Q&A参照）

② 児童生徒等の給食費の改定

令和8年4月より、物価高騰による給食食材料費の上昇分を反映し、給食費を改定します。
ただし、園児・7～9年生については、町が物価高騰による給食食材料費を負担し、保護者負担額は求めず対応するため、現在の給食費のまま単価は据え置きとなり、徴収金額は変わりません。

③ 学校関係職員の給食費の改定

義務教7～9年生同様、月額4,500円を徴収していましたが、今後、物価が下降する見通しが無いことから、王寺町学校給食費徴収規則を一部改正し、令和7年12月より、月額5,400円に改定しました。
令和8年4月からは、物価高騰による給食食材料費の上昇分を反映し、月額5,600円、日額370円に改定します。

《 給食費改定額 》

月額	給 食 費（円）			保護者・職員 徴収額（円）
	現行	値上げ額	新給食費	
園児	3,800	950	4,750	3,800
1～6年 （※無償化）	4,150	1,050	5,200	0
7～9年	4,500	1,100	5,600	4,500
職員等	5,400	200	5,600	5,600

日額	給 食 費（円）			保護者・職員 負担額（円）
	現行	値上げ額	新給食費	
園児	230	60	290	230
1～6年 （※無償化）	250	70	320	0
7～9年	300	70	370	300
職員等	360	10	370	370